

各 位

会社名 SECカーボン株式会社

代表者 代表取締役社長 大谷 民明

(コード番号 5304 東証第二部) 問合せ先 総務部長 大津 寿一

TEL 06-6491-8600

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決定するとともに、平成29年6月29日開催予定の第97回定時株主総会(以下、「本定時株主総会」といいます。)に、株式併合について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

## 1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単位を 100 株に集約するための取組みを進めております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

平成29年10月1日をもって、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを 条件といたします。

#### 2. 株式併合

(1) 併合の目的

単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、当社株式の売買単位あたりの価格について証券取引所が望ましいとしている水準(5万円以上50万円未満)に調整するため、当社株式について10株を1株にする株式併合(以下「本株式併合」といいます)を行うことといたしました。

- (2) 併合の内容
  - ① 併合する株式の種類 普通株式

#### ② 併合の方法・割合

平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日(実質上9月29日)の最終の株主名簿 に記載された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

### ③ 併合後の発行可能株式総数

15,570,800 株 (併合前:155,708,000 株)

なお、発行可能株式総数を定める定款規定は、会社法の定めにより、本株式併合の効力発生日(平成29年10月1日)に、上記のとおり変更したものとみなされます。

## ④ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数(平成29年3月31日現在)	41,388,682 株
併合により減少する株式数	37,249,814 株
併合後の発行済株式総数	4,138,868 株

(注)「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式 総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

## (3) 併合による影響等

併合により、発行済株式総数が 10 分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1株当たり純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### (4) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数(割合)	所有株式数(割合)	
10 株未満	266 名(11.38%)	593 株( 0.00%)	
10 株以上	2,072 名(88.62%)	41,388,089 株(100.00%)	
合計	2,338 名(100.00%)	41,388,682 株 (100.00%)	

(注) 上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10 株未満の株式を所有の株主様 266 名 (所有株式数の合計 593 株) は、当社株主としての地位を失うこととなります。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りの請求手続きをご利用いただくことも可能ですので、証券会社に口座をお持ちの株主様はお取引の証券会社、証券会社に口座をお持ちでない株主様(特別口座の株主様)は下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

### (5) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社が一括して売却処分し、その代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (6) 併合の条件

本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記「2. 株式併合」に関する議案が本定時株主総会において承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって以下のとおり変更されます。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当会社の発行する株式の総数は、	第6条 当会社の発行する株式の総数は、
<u>155,708,000 株</u> とする。	15,570,800 株とする。
(単元株式数)	(単元株式数)
第7条 当会社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第7条 当会社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

# 4. 主要日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 29 日 (予定)
単元株式数の変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
株式併合の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)

※ 上記のとおり、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日は平成29年10月1日ですが、 株式売買後の振替手続きの関係により、東京証券取引所における当社株式の売買単位が1,000 株から100株に変更される日は平成29年9月27日となります。

以上

# 【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q&A

#### Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会の議決権の単位および証券取引所において株式の売買単位となっている株式数を変更することです。

今回、当社では、単元株式数を1,000株から100株にいたします。

## Q2. 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式とすることです。 今回、当社では、10株を1株にすることを予定しております。

## Q3. 単元株式数の変更および株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、投資家をはじめとする市場利用者の利便性向上等を目的に、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することをめざしております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更いたします。

併せて、当社株式につき、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合を行います。

# Q4. 株式併合によって所有持株数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本の状況が変わることはありませんので、株式市況の変動等の他の要因を除けば、株主様がご所有の当社株式の資産価値への影響はありません。 株式併合後においては、株式併合前と比して、株主様がご所有の当社株式数は 10 分の1となりますが、1株当たりの純資産額は 10 倍となり、株価につきましても理論上は 10 倍となります。

具体例をあげてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、ご所有株式数および資産価値等は、 理論上、次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	
ご所有株式数	1,000 株	100 株	10 分の1
株価	200 円	2,000 円	10 倍
資産価値	200,000 円	200,000 円	変化なし

## Q5. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

株式併合により、株主様がご所有の当社株式数は、平成29年9月30日の最終の株主名簿に記録された株式数に10分の1を乗じた株式数(1株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。)となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は、次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	3,000 株	3個	300 株	3個	なし
例②	1,351 株	1個	135 株	1個	0.1 株
例③	555 株	なし	55 株	なし	0.5 株
例④	3 株	なし	なし	なし	0.3 株

株式併合の結果、1株に満たない端数株式が生じた場合(上記の例②、③、④のような場合)は、端数株式のすべてを当社が一括して売却処分し、または自己株式として買取り、その代金を端数株式が生じた株主様に対し端数株式の割合に応じてお支払いいたします。

この代金につきましては、平成29年12月頃にお支払いさせていただく予定にしております。

また、効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合(上記の例④のような場合)は、株式併合により すべてのご所有株式が端数株式となるため、当社株主としての地位を失うことになります。なお、1 株に満 たない端数が生じないようにする方法は、下記Q7. をご参照下さい。

## Q7. 株式併合後の1株に満たない端数が生じないようにする方法はありますか。

株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買増しまたは買取りをご請求いただくことにより、1株未満の端数が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

## Q8. 受け取る配当金への影響はありますか。

株主様がご所有の当社株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合(10株を1株に併合)を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

## Q9. 株式併合後でも単元未満株式の買増しや買取りは可能ですか。

株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買増し制度または買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

#### Q10. 何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

# ※ お問い合わせ先

単元株式数の変更および株式併合に関してご不明な点は、お取引先のある証券会社または下記の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

#### (当社の株主名簿管理人)

〒541-8502 大阪市中央区伏見町3丁目6番3号

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電 話 0120-094-777(通話料無料)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)